

調査のあらまし

1 調査の目的

2005年の農林業センサスは、農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令39号）

3 調査の期日

平成17年2月1日現在

4 調査の体系

調査の名称		調査対象	調査組織	調査方法
農 林 業 セ ン サ ス	農林業経営体調査	農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」	農林水産省 - 北海道 - 旭川市 - 指導員 - 調査員	調査客体による自計 申告調査
	農山村地域調査	全国の市区町村や農業集落	農林水産省 - 北海道統計・情報事務所 - 取りまとめ統計・情報センター	統計・情報センター職員による市区町村又は農業集落の精通者の方への面接聞き取り調査

5 利用上の注意

(1) 数値について

ア この結果の数値は、農林水産省が公表する確定値である。

イ 数値の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

ウ 農家数で1985年以前は、農家の定義が旧定義のため、取扱いに注意が必要である。

旧定義：経営耕地面積が10a以上、又は農作物販売金額が10万円以上である。

(2) 1990年世界農林業センサスにおける主な改正点

ア 農家の二段階区分による簡易調査の導入

これまで一律に取り扱ってきた農家を『販売農家』と『自給的農家』の二段階に区分し、自給的農家については調査項目を簡略化した。

イ 専兼業の概念の変更

従来、『農作業請負』については、兼業に含めて把握していたが、1990年世界農林業センサスから独立項目とし、この農作業請負と自営農業を含めて『自営農業』とした。

従って、専業とは、この自営業のみ（自家農業と農作業請負のどちらか一方又は両方）に従事することをいう。

(3) 2000年世界農林業センサスにおける主な改正点

ア 農家調査のうち『自給的農家』に係る調査項目については、調査客体の負担軽減という観点から、世帯の状況及び経営耕地面積のみとし、項目数の大幅な削減を行った。

イ これまで『販売農家』・『自給的農家』とも同じ調査票を使用していたが、自給的農家の調査項目を大幅に削減したことに伴い、調査票を詳細調査票（販売農家）と簡略調査票（自給的農家）に分けて実施した。

(4) 2005年農林業センサスにおける主な改正点

ア これまで10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合して「農林業センサス」として、5年ごとに実施することとする。

イ 従来の農業に関する3つの調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）と林業に関する3つの調査（林家調査、林家以外の調査、林業サービス事業体調査）を統合し、「農林業経営体調査」として一本化する。

このことにより、今までは農林業の経営形態別に別個の調査として把握してきたが、今回より経営という共通の視点で一元的に把握することが可能になった。

ウ 農業集落調査と林業地域調査を統合して、「農山村地域調査」を実施する。

(5) 用語の定義

ア 「農林業経営体」とは、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係わる面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(ア) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

(イ) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼育頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜栽培面積	350平方メートル
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭

豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (ウ) 権原に基づいて育材又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育材又は伐採を適切に実施するものに限る。）
- (イ) 農作業の受託の事業
- (オ) 委託を受けて行う育材若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業
- イ 「農業経営体」とは、上記の「農林業経営体」の規定のうち、(ア)、(イ)、(エ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
- ウ 「農業経営体のうち家族経営」とは、上記の「農業経営体」のうち個人経営体（農家）及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。
- エ 「林業経営体」とは、上記の「農林業経営体」の規定のうち、(ウ)、(オ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
- オ 農家とは、平成17年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。
- カ 販売農家とは、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- キ 自給的農家とは、経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
- ク 経営耕地面積とは、農業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
- ケ 農家の専兼業区分については、以下の定義による。
- (ア) 専業農家とは、世帯員の中に兼業従業者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
- (イ) 兼業農家とは、世帯員の中に兼業従業者が1人以上いる農家をいう。
- (ウ) 第1種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家のことであり、第2種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家のことである。